

2019年4月25日

投資主各位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
森トラスト・ホテルリート投資法人
執行役員 坂本 周

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月22日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、規約第14条第1項において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。」と定めております。また、同条第2項において「前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。」と定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案について出席した投資主の議決権の数に算入され、かつ、賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますのでご留意願います。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月23日（木曜日） 午前10時
(なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館11階
「トラストシティ カンファレンス・丸の内 Room 2 + 3 + 4」

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能です。この場合には、議決権行使書面及び代理権（代理人の資格を含みます。）を証明する書面を会場受付にご提出ください。
 - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、投資主総会の前日までに修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.mt-hotelreit.jp/>）に掲載いたします。
 - ◎当日は本投資主総会后、引き続き同会場において、本投資法人が資産運用を委託しております森トラスト・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
 - ◎本投資主総会の各議案の決議結果に関するご通知は発送いたしません。各議案の決議結果につきましては、本投資主総会終了後に本投資法人のホームページ（<http://www.mt-hotelreit.jp/>）に掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。
 - ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

法令番号を除き、暦年の表記を和暦から西暦に変更するものです（変更案第9条第1項関係）。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
第9条（招集及び開催） 1. 本投資法人の投資主総会は、平成31年4月25日及びその日以後遅滞なく招集され、以降、隔年毎の4月25日及びその日以後遅滞なく招集される。 2. ～4. （省略）	第9条（招集及び開催） 1. 本投資法人の投資主総会は、 <u>2019</u> 年4月25日及びその日以後遅滞なく招集され、以降、隔年毎の4月25日及びその日以後遅滞なく招集される。 2. ～4. （現行どおり）

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員坂本周は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において執行役員の任期は、本投資法人規約第17条第2項の定めに基づき、選任される2019年5月23日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2019年4月12日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	主要略歴、重要な兼職の状況、並びに 本投資法人における地位及び担当	
(さかもと あまね) 坂本周 (1968年12月30日)	1993年4月	株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行） 入行
	2000年3月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行
	2001年5月	みずほ証券株式会社 出向
	2002年4月	同社 入社
	2011年4月	同社 不動産金融開発第1部 副部長
	2015年4月	同社 マーケッツソリューション部長
	2016年4月	森トラスト・ホテルアセットマネジメント株式会社（現森トラスト・アセットマネジメント株式会社） 出向 同社 常務取締役
	2017年6月	同社 代表取締役社長
	2017年7月	同社 転籍 代表取締役社長
	2017年11月	森トラスト・ホテルリート投資法人 執行役員 (現任)
2019年3月	森トラスト・アセットマネジメント株式会社 代表取締役最高執行責任者 (COO) 兼 ホテルリート運用本部長 (現任)	

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約及び機関の運営に関する一般事務業務委託契約を締結している森トラスト・アセットマネジメント株式会社の代表取締役最高執行責任者（COO）兼 ホテルリート運用本部長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第17条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員の選任については、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2019年4月12日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	主要略歴及び重要な兼職の状況	
(あい ざわ のぶ ゆき) 相澤 信之 (1968年5月28日)	1992年4月	株式会社フジタ 入社
	2002年2月	不動産シンジケーション協議会（現一般社団法人不動産証券化協会）出向
	2003年11月	株式会社フジタ 都市再生推進本部 アセットコンサルティング部
	2005年4月	森トラスト株式会社 入社 森トラスト・アセットマネジメント株式会社 出向
	2006年4月	森トラスト・アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス・オフィサー
	2007年7月	同社 企画財務部 専任部長
	2015年6月	同社 企画財務部長
	2015年8月	Realアセットマネジメント株式会社（現森トラスト・アセットマネジメント株式会社） 出向 同社 取締役企画財務部長
2019年3月	森トラスト・アセットマネジメント株式会社 出向 同社 ホテルリート運用本部運用戦略部長 兼 企画財務部長（現任）	

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約及び機関の運営に関する一般事務業務委託契約を締結している森トラスト・アセットマネジメント株式会社のホテルリート運用本部運用戦略部長 兼 企画財務部長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員橋本聡及び鯉沼希朱の両名は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案において監督役員の任期は、本投資法人規約第17条第2項の定めに基づき、選任される2019年5月23日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴、重要な兼職の状況、並びに 本投資法人における地位	
1	(はしもと あきら) 橋本聡 (1965年9月20日)	1990年10月 1997年6月 2000年1月 2001年11月 2011年7月 2013年12月 2016年1月	太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 橋本公認会計士事務所 代表(現任) 株式会社コンサルティングファーム 取締役 千代田国際公認会計士共同事務所 パートナー(現任) 社外CFOサービス株式会社 代表取締役(現任) 千代田税理士法人 社員(現任) 森トラスト・ホテルリート投資法人 監督役員(現任)
2	(こいぬま きみ) 鯉沼希朱 (1965年4月19日)	1991年4月 2016年1月 2018年6月	弁護士登録(第二東京弁護士会) 榎田江尻法律事務所(現あさひ法律事務所) 入所(現任) 森トラスト・ホテルリート投資法人 監督役員(現任) セントラル硝子株式会社 社外取締役(現任)

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者は、いずれも現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
4. 上記監督役員候補者鯉沼希朱につきまして、職業上使用している氏名を上記のとおり記載しておりますが、戸籍上の氏名は長谷川希朱であります。
5. 上記監督役員候補者橋本聡は、千代田国際公認会計士共同事務所のパートナーです。
6. 上記監督役員候補者鯉沼希朱は、あさひ法律事務所の弁護士です。

その他の参考情報

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人規約第14条に定める「みなし賛成」の規定の適用はありません。

なお、上記の第1号議案から第4号議案につきましてはいずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

(メモ欄)

A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

投資主総会会場ご案内図

〔会場〕 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号 丸の内トラストタワーN館11階
「トラストシティ カンファレンス・丸の内 Room 2 + 3 + 4」
〔電話〕 03-6212-5211（代表）



《交通》

J R 「東京駅」 日本橋口より徒歩1分

地下鉄 東京メトロ東西線、半蔵門線、丸ノ内線、千代田線

「大手町駅」 B7出口より徒歩2分

東京メトロ銀座線、東西線

「日本橋駅」 A3出口より徒歩4分

<お願い>

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。